

令和6年9月17日

上郡町内小学校  
6年生保護者様

上郡町立上郡中学校  
校長 溝端 義和

### 上郡中学校通学用自転車について

本校の自転車通学については、自力登校、体力向上推進を重視する考えのもと、交通ルールを遵守し、安全に運転することを約束した上での許可制度としています。対象は全校生徒で、希望する生徒には本校の自転車通学ルールを説明し、鑑札を配布しています。まず、自転車で通学するかどうかを保護者の責任で、お子さんともよく相談して決めてください。

自転車での通学を希望される場合は、次の「通学用自転車の規定」と「自転車の購入について」をよく読み、入学までに通学自転車での練習をしっかりとっておいてください。

#### <通学用自転車の規定>

- ①車種は、体格に合った（両足が地面に届くサイズ）軽快車とする。  
※ただし、特別な事情がある場合は、学校長に申し出て許可を受けること。
- ②両足スタンド、荷台、前カゴをつけたものにする。  
荷台は、通学カバンが安全に固定されるものとする。  
前カゴは、補助バッグとカップが入る大きさとする。  
前カゴに通学カバンを入れることは不可。
- ③不要なもの（ステッカー、横カゴ、装飾等）はつけない。
- ④ハンドルは、普通（メーカー仕様の一文字、もしくはセミアップ）ハンドルとする。
- ⑤安全上から、ライト、ベル、反射板、鍵をつける。
- ⑥通学用自転車は、学校指定の鑑札を付ける。（鑑札は入学後配布）  
※自転車保険加入義務化（平成27年10月1日兵庫県条例施行）

#### <自転車の購入について>

- 体格にあった（両足が地面に届くサイズ）自転車を購入する。
- 乗降しやすい自転車を購入する。  
※荷物を積んでいるため、男女限らず、右足をハンドルとサドルの間を通して乗降します。ハンドルとサドルの間のフレームが高い位置にあると、乗降しにくくなります。
- 荷物が乗せやすい自転車を購入する。  
※後ろの荷台に通学カバン（リュック型）を積み、前かごに補助バッグとカップを入れてあります。前かごは補助バッグ（40cm × 15cm）が入るサイズにしてください。
- 「電動アシスト付自転車」の使用を希望する場合は中学校長の許可を得る。  
※「電動アシスト付自転車」の使用は、上記規定①の「特別な事情がある場合は学校長が許可する」に該当します。自力登校、体力向上推進の考えを理解していただきたいと思いますが、身体上の問題がある、坂道が多いまたは長い、通学距離が長い等、事情がある場合は許可します。  
希望される方は、小学校の担任の先生に申し出てください。希望された方には「電動アシスト付自転車使用許可申請書」をお渡ししますので、記入して中学校までご持参ください。